

第 2 号

平成25年度徳島県用度事業特別会計予算

平成25年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ952,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 952,423
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	10,082
	3 諸 収 入	942,141
歳 入	合 計	952,423

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		千円 952,423
	1 用 度 事 業 費	952,423
歳 出	合 計	952,423

第 3 号

平成25年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,586,175千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,586,175
	1 繰 越 金	1,043,033
	2 諸 収 入	1,543,142
歳 入 合 計		2,586,175

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		千円 2,586,175
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,586,175
歳 出	合 計	2,586,175

第 4 号

平成25年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

平成25年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250,402千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 250,402
	1 繰 入 金	213,712
	2 諸 収 入	36,690
歳 入 合 計		250,402

歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 250,402
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	69,619
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	39,563
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	141,220
歳 出	合 計	250,402

第 5 号

平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,319千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金収入		千円 220,319
	1 繰入金	1,000
	2 繰越金	108,130
	3 諸収入	109,189
	4 県債	2,000

歳入合計	220,319
------	---------

歳出

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付金		千円 220,319
	1 母子寡婦福祉資金貸付金	220,319
歳出合計		220,319

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 2,000	政府の定めるところによる。	無利子	政府の定めるところによる。

第 6 号

平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,995,651千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成25年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 112,995,651
	1 使用料及び手数料	2,500
	2 財産収入	700
	3 繰入金	56,716,600
	4 諸収入	56,275,851

歳 入 合 計	112,995,651
---------	-------------

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 112,995,651
	1 中小企業・雇用対策事業費	112,995,651
歳 出 合 計		112,995,651

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 平成26年度 至 平成33年度	2,000,000千円

第 7 号

平成25年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,039,157千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入		千円 1,039,157
	1 繰 越 金	107,392
	2 諸 収 入	931,765
歳 入 合 計		1,039,157

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		1,039,157 <small>千円</small>
	1 中小企業近代化資金貸付金	1,039,157
歳 出	合 計	1,039,157

第 8 号

平成25年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

平成25年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 63,854
	1 財 産 収 入	63,844
	2 諸 収 入	10
歳 入 合 計		63,854

歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 63,854
	1 徳島ビル管理事業費	63,854
歳 出	合 計	63,854

第 9 号

平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 46,010
	1 繰 入 金	400
	2 繰 越 金	42,381
	3 諸 収 入	3,229
歳 入	合 計	46,010

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 46,010
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	46,010
歳 出	合 計	46,010

第 10 号

平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 102,685
	1 繰 入 金	2,682
	2 繰 越 金	83,238
	3 諸 収 入	16,765
歳 入	合 計	102,685

歳 出

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 金		千円 102,685
	1 林 業 改 善 資 金 貸 付 金	102,685
歳 出	合 計	102,685

第 11 号

平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

平成25年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,901千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 180,901
	1 財 産 収 入	84,134
	2 繰 入 金	89,027
	3 繰 越 金	100
	4 諸 収 入	7,640
歳 入 合 計		180,901

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費		千円 180,901
	1 県 有 林 県 行 造 林 事 業 費	180,901
歳 出	合 計	180,901

第 12 号

平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 81,190
	1 繰 入 金	1,188
	2 繰 越 金	39,512
	3 諸 収 入	40,490
歳 入	合 計	81,190

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,190
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,190
歳 出	合 計	81,190

第 13 号

平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

平成25年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,904,956千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 1,904,956
	1 財 産 収 入	962,446
	2 繰 入 金	940,000
	3 繰 越 金	2,210
	4 諸 収 入	300
歳 入 合 計		1,904,956

歳 出

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業費		千円 1,904,956
	1 公用地公共用地取得事業費	1,891,613
	2 土地開発基金積立金	13,343
歳 出 合 計		1,904,956

第 14 号

平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度徳島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600,687千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 流域下水道事業収入		千円 600,687
	1 分担金及び負担金	161,691
	2 国庫支出金	10,000
	3 繰入金	239,996
	4 県債	189,000

歳 入 合 計	600,687
------------------	---------

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 600,687
	1 旧吉野川流域下水道事業費	600,687
歳 出 合 計		600,687

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
旧吉野川流域下水道事業	千円 189,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 15 号

平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

平成25年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,061,878千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 5,061,878
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	663,838
	2 財 産 収 入	239,405
	3 繰 入 金	1,155,000
	4 諸 収 入	8,635

	5 県	債	2,995,000	
歳	入	合	計	5,061,878

歳 出

款	項	金	額	
1 港 湾 等 整 備 事 業 費			千円 5,061,878	
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費		3,429,885	
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費		618,000	
	3 空 港 周 辺 整 備 事 業 費		1,013,993	
歳	出	合	計	5,061,878

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 1,577,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業	618,000			
空港周辺整備事業	800,000			
計	2,995,000			

第 16 号

平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

平成25年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,419千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 107,419
	1 財 産 収 入	1,190
	2 繰 越 金	29,771
	3 諸 収 入	76,458
歳 入 合 計		107,419

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 107,419
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	105,800
	2 借 上 公 共 賃 貸 住 宅 敷 金 運 営 費	1,619
歳 出 合 計		107,419

第 17 号

平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

平成25年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ297,594千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 297,594
	1 国 庫 支 出 金	72,200
	2 財 産 収 入	965
	3 繰 入 金	68,710
	4 繰 越 金	100
	5 諸 収 入	155,619
歳 入	合 計	297,594

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 297,594
	1 奨 学 金 貸 付 金	297,594
歳 出	合 計	297,594

第 18 号

平成25年度徳島県証紙収入特別会計予算

平成25年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,491,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,491,000
	1 証 紙 収 入	2,887,557
	2 繰 越 金	603,443
歳 入 合 計		3,491,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,491,000 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 出 金	3,491,000
歳 出	合 計	3,491,000

第 19 号

平成25年度徳島県公債管理特別会計予算

平成25年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,151,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 93,151,000
	1 繰 入 金	82,351,000
	2 県 債	10,800,000
歳 入 合 計		93,151,000

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		千円 93,151,000
	1 公 債 費	93,151,000
歳 出 合 計		93,151,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 10,800,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 20 号

平成25年度徳島県給与集中管理特別会計予算

平成25年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,515,857千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,515,857
	1 給 与 振 替 収 入	30,515,857
歳 入	合 計	30,515,857

歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		千円 30,515,857
	1 給 与 費	30,515,857
歳 出	合 計	30,515,857